

日本型B&Bの可能性

末 廣 泰 雄

目 次

- はじめに
- 1. 北海道型B&B
- 2. 北海道型B&Bの発展
- 3. 大分県の農家民宿
- 4. 北海道型B&Bから日本型B&Bへ

はじめに

B&BとはBed and Breakfastの頭文字をとったもので、主に農山漁村において寝る場所と朝食だけを提供する簡易な宿泊所のことである。つまり1宿1飯を有料で提供するシステムであり、B&Bが盛んな欧米では農家が空き部屋を提供したり、納屋や牛舎を改造して宿泊所としているところが多い。簡易な分、宿泊料金は安く、利用者はバカンスシーズンに泊まり歩いたり、1カ所に何連泊もする場合もある。国によっては政府や地方自治体が部屋の改造費などを補助することもある。農家が経営しているB&Bでは農業体験をすることもできるが、だいたいの利用者は農山村でゆっくり休養するために利用しているようだ。

インドネシアのロスメンも1泊朝食付の安価な宿で様々なものがあるものの、農家や漁家が経営していることはあまりないようである。

1. 北海道型B&B

最近、北海道でB&Bを広めようという運動が生まれた。これはもともと、空知管内にある1998年に発足した地域興しのグループが、空知には何もないが、人、特にお年寄りはいるので、空き部屋や空き店舗を宿泊所にしようとしたものだった。この案の出た背景には空知には接待の気風があったことが影響しているようだ。しかしこの話が北海道新聞の全道版に載った翌日、早速保健所から継続・反復して人を泊めるのであれば宿泊業として施設の改善指導を受けるようにと連絡してきた。日本には小規模で安価な宿泊所としては民宿があるが、民宿は旅館業法上簡易宿所として扱われており、建築基準法に適合し、火災時の安全をはかるために消防署の指導と、食品衛生法上食事を安全に提供できるように保健所の指導を受けることになっている。この保健所の指導をクリアするのがなかなか大変で、保健所の指導を受けると、例えばトイレは3つ以上必要など、設備の改修が必要になっ

てくる。そのための費用を負担する必要があるのならばと、この計画についてはしばらく先送りすることにした。実は北海道ではグリーンツーリズムを施策としてとりあげており、家屋を民宿にするための融資事業がある。しかし、この融資額は年間延べ250人宿泊しないと返済できないようなものとなっており、負担が大きい。

その後1年ほど農家民宿の件は放置されたままになっていたが、民宿として宿泊料をとって食事を提供するのではなく、食事は家族と一緒に食べる、つまりご馳走することにしたうえで何か一つ体験できることを一趣として体験料をもらう、つまり一宿一飯一趣を提供することとして一趣が有料で他は無料とし、家屋の改造はしないで済ますという案が出された。朝食を家族と一緒に家族の話聞きながら食べるというのも体験（一趣）の一つとなる。保健所もとりあえずは折れてそれぞれのB&Bを民宿として扱うべきかどうか個別に判断することになった。ただ、火事になる可能性や、家族と同じものを食べても全員が食中毒にかかる恐れもあるので、火災保険とその特約の個人責任賠償保険に入ることになっている。初めはボランティアで無料で人を宿泊させてもいいという意見も出たが、それでは続かないだろうということになり、有料とすることになった。

そして翌年、訪問・交流業としてしっかりと料金をもらい、地元の資源を生かして訪問者に宿泊してもらうB&Bが発足した。ここではそれを北海道型B&Bと呼ぶことにする。そして訪問者をゲスト、泊まる場所を提供する人をホストと呼ぶことにしたが、初めのうちはホストとなる人は地域興しに協力している人や農業普及員だけであった。それでも無料モニターに宿泊協力してもらってシステムの改善を行うことにして、2000年にとりあえず7軒のホストで北海道型B&Bをスタートさせた。

北海道新聞にB&B無料モニター募集を掲載してもらったところ、200人ほどの人から問い合わせがあった。しかしホストが7軒しかないので30人をモニターとして受け入れた。モニターには概ね好評で、2000年の7月から本格的に始めることにして北海道B&B協会を発足させた。この北海道B&B協会は2001年10月にはNPO法人となっている。また、無料モニターからパスポートの案が出たのでその案を採用することにした。

ゲストはパスポートを購入し、パスポート所有者をホストに公開するようにした。1年間有効なパスポート代が1,000円、3年間有効なパスポート代が2,000円、5年間有効なパスポート代が3,000円となっている。パスポートの発行は北海道B&B協会事務局が行っているが、宿泊に関して事務局は斡旋せず、ゲストとホストの間で宿泊の予約をしてもらうようにしている。つまり、すべては各ホストの自己責任で運営してもらうことになる。ただし、パスポートの入手にあたってはパスポート登録申請書に麻薬常習者であるかどうかなどいくつかの項目について自己申告することになっていて、場合によってはパスポートの発行を拒否される。さらに申請に当たっては免許証などの身分証明書のコピーを添付しなければならない。また、パスポート申請書にはホストがゲストの宿泊を拒否することもできることが、明記されていて、それを受け入れた人だけがパスポートの申請ができるようになっている。民宿を含む旅館業の場合は、原則として満室でないときは宿泊を拒否できないことになっている。この点も民宿とは違いホストの自由意志を反映させることができるような仕組みになっている。ゲストの登録が済むと、事務局からホストの一覧表がパスポートと一緒に郵送されてくる。ホスト一覧表にはホストの連絡先や受入可能時期、対応人数が掲載されている。北海道B&B協会のWebサイトにもホストの紹介が載っているが、

Web上ではホストによってはすべての情報が開示されているとは限らない。

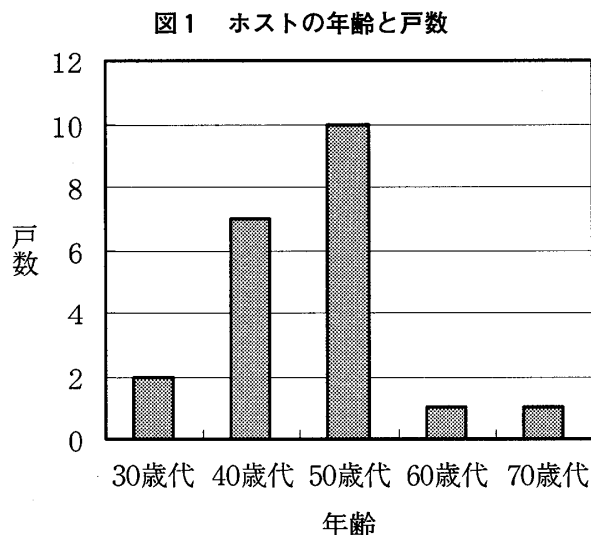
その後、2000年9月にはホストは30軒程度に増えた。北海道東京事務所にパンフレットを置いてもらうと道外からゲストが来て、1週間ほど滞在するようなケースも出てくるようになった。2000年の7～9月には延べ140の個人やグループが宿泊した。

2. 北海道型B&Bの発展

B&Bの宣伝については地元テレビ局とのタイアップで紹介してもらったり、北海道地域振興補助金を受けて212市町村にパンフレットを郵送したりした。

北海道型B&Bは道内の人には知られるようになり好評であったが、道外の人には存在がなかなか知られなかった。ある道外の女性が富良野に行こうとしてインターネットで検索をして空知のB&Bを知り、空知のB&Bに宿泊して富良野に通ったような例もある。なお、この女性はそれまで北海道に空知という所があることを知らなかったそうである。確かに道外の人には空知はなじみがないと思われる。それで道外の人を呼び込むようにするためには空知管内のホストだけではなかなか宿泊希望者が増えないだろうということで空知管外にもホストを増やそうとした。そのため、どこでも出前説明会を行うことにして新聞に載せてもらった。そうすると月に2回前後ホストをやりたいという問い合わせがきた。今は3軒以上のホストハウスに泊まった人はホストになれるようにしている。

ホストの年齢はバラエティーに富んでいて、ホストがどのような人か、また職業や家族構成などがWebページで公開されており、ゲストはそれを確認して宿泊の申し込みをすることができる。北海道B&B協会登録ホストの内、年齢を公開している21人のホストの年代と戸数（人数）を図1に示す。

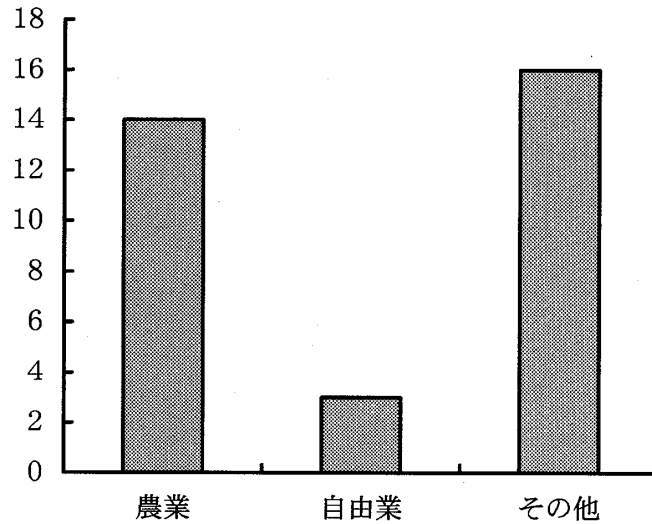


ホストの年齢は50歳代が最も多く、子育てが一段落ついた人がホストになっていると思われる。また30歳代の若い人や70歳代の人もある。30歳代の方は1人でB&Bを運営しているようだ。60歳代の方は1人で、70歳代の方は夫婦でB&Bの運営を行っているようである。家族構成もバラエティーに富んでいて、1人でやっている人もいれば3世代同居の家庭もある。

職業を公開しているホストは31戸あるが、そのうち14戸は酪農などの農業、自由業が3

戸, その他が15戸となっている (重複を含む)。その割合を図2に示す。半分近くが農業だが, その他はペンション経営, 行政書士, 英語教師, 会社経営, 牧師など様々な職業をもつ人がホストとなっている。

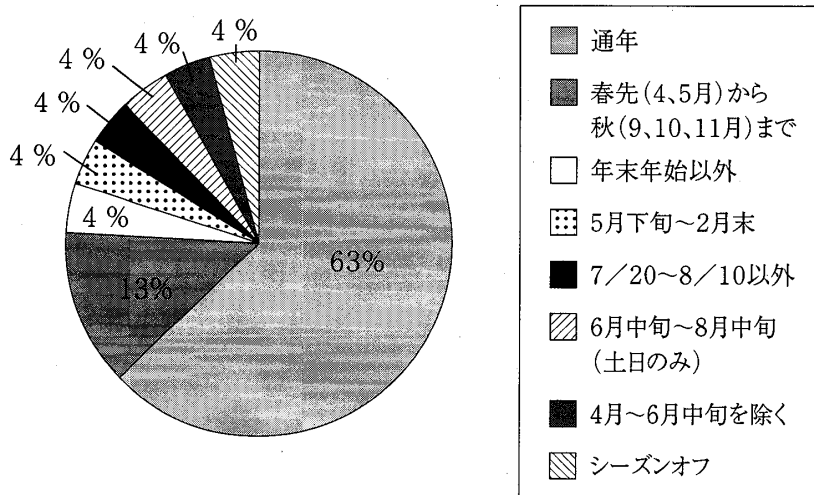
図2 ホストの職業



農作業ボランティアは無料で泊めるホストもいるが, ゲストに2~3時間農作業を手伝ってもらってゲストにありがとうと言われた人もある。原則は家庭を見てもらって泊まってもらうことが一泊一趣であるが, 各種の体験をしたい人には, オプションで宿泊料以外にいくらか払ってもらって体験できるようにしているホストも多い。なかには単なる宿泊だけの人は受け入れず, なんらかの体験をすることを目的としている人しか受け入れないホストもある。しかし, 多くのホストは宿泊とホストファミリーと一緒に朝食を食べるだけで, あとは景色でも眺めながらのんびりしていてもかまわないということになっている。夕食は地元の食堂や寿司屋, ファームレストランで食べてもらうようにしている。また, 入浴は近くの温泉や銭湯を紹介している。ホストのなかには朝食の提供をしていないホストが2戸, 自炊可能な宿泊施設を持つホストが1戸ある。

受入期間については18戸のホストが通年で受け入れているが, 春先(4, 5月)から秋

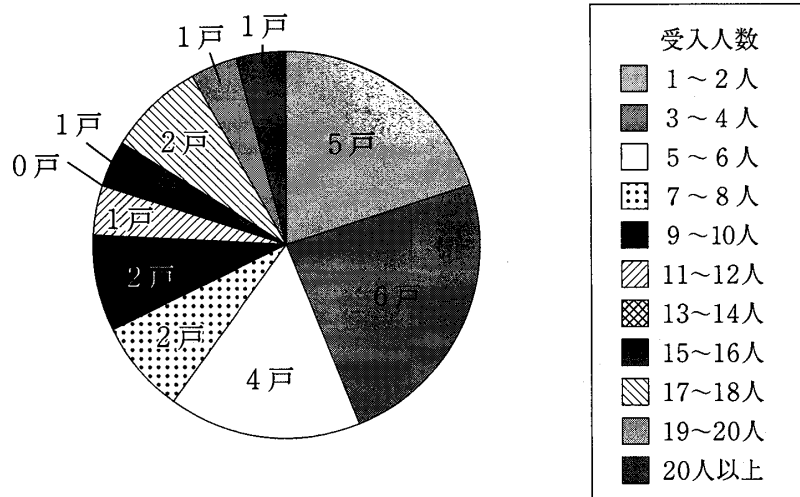
図3 ホストの受入期間比率



頃（9，10，11月）までのホストが4戸，その他年末年始以外やペンションのシーズンオフのみというホストが6戸となっている。その割合を図3に示す。

宿泊可能人数はホストによって大きな差があり，早く満室になってしまうホストもある。ホストの受け入れ可能人数の概略を図4に示す。

図4 ホストの受け入れ可能人数



ホストの中には，毎月のように1～70人のゲストが泊まりに来るところや毎年6月～8月に30人程度受け入れているところ，2月から10月にかけてたまに個人や家族連れが泊まりにくるところなど様々である。なかには外国人が長期滞在しているところもある。

3. 大分県の農家民宿

平成15年4月1日から厚生労働省により旅館業法の規制緩和が行われ，農家民宿の面積要件（簡易宿所は客室延面積33㎡以上）が撤廃された。それでも農家民宿を営業するためには「(改正)旅館業法」，「食品衛生法」，「建築基準法」，「消防法」の許可等が必要である。

平成14年3月，大分県では利用者の安全・安心を確保しグリーン・ツーリズムを衛生行政の立場から支援するため，独自にグリーン・ツーリズムに伴う農家民宿に対して，「旅館業法」，「食品衛生法」の運用上の規制緩和を盛り込んだ取扱いを定めた。規制緩和前後の運用の概略を表1に示す。これは安心院の農家民宿を事後承諾で認めたものだと言われている。そのかわり，必ず認定をとるように義務付けていて，農業振興普及センターまたは各保健所に相談するように呼びかけている²⁾。しかし，建築基準法上，「屋根は不燃材料」となっているため，かやぶき屋根の家には宿泊できない，といった規制など，まだクリアしなければならない規則は多い³⁾。

また，大分県では農家民宿の整備のために無利子融資制度を用意している。その概要を表2に示す。

この融資制度があるにしても，限度額500万円では不足するような場合もあるだろう。また，無利子とはいえ，限度額いっぱいの500万円の融資を受けた場合には多くの宿泊客が来てくれないと返済できなくなる恐れがあるのではないだろうか。

安心院では農家14戸に年間約2,500人が宿泊しているが，ほとんどが短期滞在になって

表1 関係法令の取扱いの変化

関係法令	これまでの取扱い	新たな取扱い
旅館業法	[1] ホテル 主として洋室で客室は10室以上、1客室床面積9㎡以上 [2] 旅館 主として和室で客室は5室以上、1客室床面積7㎡以上 [3] 簡易宿所(バンガロー等に限定) 客室の延床面積は、33㎡以上 (S33.8の厚生省通知により、通年的に宿泊客を受け入れる場合はホテル、旅館の施設基準を満たすことが必要)	グリーン・ツーリズムは実態を踏まえ、簡易宿所の営業許可対象とした(H15.3大分県条例改正) 客室延面積の要件は撤廃
食品衛生法	宿泊客に飲食物を提供する場合は [1] 客専用の調理場などの施設基準(条例)のクリアが必要。 [2] 飲食店(旅館)営業の許可が必要。 ただし、自炊型などで宿泊客自らが調理し飲食する場合は、営業許可不要(S33.8の厚生省通知により、客専用の調理場を設けることとされている)	グリーン・ツーリズムで、宿泊客が農家と一緒に調理、飲食する体験型であれば客専用の調理場及び営業許可は不要

資料出所：安心院グリーンツーリズム研究会のサイト (<http://www3.coara.or.jp/~ajimu/kiseikanwa.htm>)

表2 大分県の農家民宿整備のための融資制度

[1] 資金名	農村女性・若者活動支援資金の農家民宿施設整備資金
[2] 貸付対象	農家民宿の施設整備(宿泊客が利用する客室・台所・入浴設備・洗面設備・便所等の改造のための工事費)
[3] 融資条件	貸付限度額：500万円、利率：無利子、償還期間：10年以内(うち据置期間2年以内)

資料出所：安心院グリーンツーリズム研究会のサイト (<http://www3.coara.or.jp/~ajimu/murishi.htm>)

いて、長期滞在の宿泊者を増やす方策を検討している³⁾。

4. 北海道型B&Bから日本型B&Bへ

上記のように大分県では条件を緩和して旅館業法上の簡易宿所と認定してファームステイを支援しているが、北海道は見て見ぬ振りをしているような状態になっている。そのため3泊以上はだめなどいろいろな制約がある。北海道B&B協会を立ち上げた地域興しグループのメンバーの中には弁護士もいて、法律的な面の解決にあたっている。岩手県では無許可の民泊のため、農作業を手伝ってもらう「労働報酬」という形にしたり、宿泊客を会員制にして「不特定多数」に当たらないようにする、あるいは料金を明示せずに客側の任意の謝礼とするなどの試みがなされている⁴⁾。また、旅館業法上、「宿泊」とは、寝具を使用して前各項(旅館業、ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業)の施設を利用することをいう、となっていることから、町村の集会所に寝具を用意せずに客を泊め、徹夜で集会を開いていたことにして雑魚寝をしてもらうようにしているところもある。

現在、北海道型B&B一泊の料金は2,000円で、一泊するとパスポートにスタンプを押すようにしている。朝食を出さなくていいならホストになってもいいと言う人もいたので、朝食は出さなくてもいいことにしている。B&Bに限らず、他の地域の人と交流すると元気

になるという人もいて、2003年9月現在では登録ホスト数は36、登録ゲストは250人程度に増えている。

近年、北海道以外にも津軽B&B協会、東京B&B協会、伊豆B&B協会、島根B&B協会が発足し、それぞれ1戸のホストが登録されている。このように各地に北海道型B&Bが出来つつある。これからは日本全国に北海道型B&Bが広まっていき、日本型B&Bとして定着するのではないだろうか。また、従来の農家民宿においては大分県以外の地方でも、ゲストを泊めて食事を提供することについては家族と同じ物を食べるのだから保健所の規制を緩くする、あるいは完全な届け出制にしてしまい、宿泊客の自己責任で宿泊できるようにしてもいいのではないだろうか。そうでなければ施設の改造費を自治体が融資するだけではなく、補助金を出すなどの支援をするのもいい。さらにフランスなどでは農家の納屋を改造して昼食や夕食を提供できる食堂を開業するにあたって政府が補助するケースもある⁵⁾。日本においてもこのようなファームレストランを作れば、そこが核となって周囲にB&Bがいくつか出来るようになり、その地域で客を呼び込んで新たな消費が生まれる。それだけではなく、ファームレストランが地域の人達の溜まり場になって町村に賑わいの場所ができ、さらに旅行者と交流ができれば、そのことがきっかけとなって地域が活性化していく可能性もある。また、東京B&B協会のようにタウンツーリズムの拠点となるB&Bもある。都市でも空き店舗などを利用して食事なしのB&noBを作って遠方からの客を安く泊めれば、全国各地からの都市散策の拠点となるのではないだろうか。都市の場合、民宿は少ないと思われるので競争するのはホテルや旅館であろう。料金に格差をつけ、若者や都市探訪に興味を持つ人が長期滞在するようになればホテルや旅館とも共存できるだろう。

謝辞

本稿では北海道B&B協会事務局のひろたまゆみさんに長時間のヒアリングにつきあっていただいた。ここに感謝の意を表したい。

注

- 1) 北海道B&BWebサイト (<http://www.bandb.jp>).
- 2) 安心院グリーンツーリズム研究会Webサイト (<http://www3.coara.or.jp/~ajimu/index.html>).
- 3) 毎日新聞 2003年6月4日 大分地方版.
- 4) 岩手日報 2000年11月25日 夕刊.
- 5) 山崎光博 1993 『グリーンツーリズム』 家の光協会.

キーワード：B&B グリーン・ツーリズム NPO

(SUEHIRO Yasuo)